診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記の項目におきまして、保医発 0824 第 5 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適 用 日》 平成 27年8月24日より適用

《対象項目》

総 合 検査案内	検 査 コード	検査項目名称	改正後	現行
P.26	7170	ボリコナゾール 【薬物分析検査】	下記参照	下記参照

改正後	現行
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 B001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対し て投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基 づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、 月1回に限り算定する。 ア~シ (略)	第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 B001 特定疾患治療管理料 2 特定薬剤治療管理料 (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対し て投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基 づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、 月1回に限り算定する。 ア~シ (略)
ス 重症又は難治性真菌感染症 <u>又は造血幹細</u> <u>胞移植</u> の患者であってトリアゾール系抗真菌 剤を投与 <u>(造血幹細胞移植の患者にあっては、</u> <u>深在性真菌症の予防を目的とするものに限</u> <u>る。)</u> しているもの	ス 重症又は難治性真菌感染症の患者であって トリアゾール系抗真菌剤を投与しているもの セ~タ (略)